

令和4年度

小論文

10:00 ~ 11:30

比較文化学科

学校推薦型選抜(一般)

注意事項

1. 合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 合図があったら最初に、受験番号を小論文解答用紙右上の指定欄に記入しなさい。
3. この冊子・解答用紙について印刷不鮮明、汚れの箇所を見いだした場合は、すみやかに申し出なさい。
4. 解答用紙は2枚配付しますが、1枚だけ提出しなさい。残りの1枚は下書き用です。
5. 解答は縦書きで書きなさい。
6. この冊子と下書きに用いた解答用紙は、持ち帰ってください。

以下の課題文を読んで、設問に答えなさい。

課題文 1

オーバーステイ(超過滞在)などの理由で在留資格のない外国人の保護のあり方が注目を集める。政府・与党は入管施設での長期収容を防ごうと出入国管理法の改正を目指したが野党が反発し今国会での成立を見送った。難民認定をはじめ入管行政は効果的な政策が打たれています。

「きょう食べるものにも困っている」。NPO法人の難民支援協会(東京・千代田)には、生活や就労などの支援を求める外国人からの連絡が年間四〇〇〇件近く寄せられる。最近は新型コロナウイルス禍で困窮した人からの相談が急増しているという。紛争や人権侵害のため母国に住めず日本に難民申請する人は増加傾向にある。申請者数はピークの一〇一七年に一万九六二九人となり一〇年に比べ一六倍に達した。

協会は「難民は仲介人らを通じ国を探す。入国できそうな国の航空券を取り入管などで保護を求めることが多い」と指摘する。難民が日本を訪れるのは多くの場合「偶然、査証(ビザ)が発給された」ためだ。

日本に来る難民はもともと、ベトナム、ラオス、カンボジア人が中心だった。ベトナム戦争の「ボート・ピープル」が典型例として知られる。

〇二年に中国の日本総領事館に北朝鮮の脱北者が駆け込む事件が発生。それを機に、難民の申請要件を緩和し、認定前の仮滞在を可能にした改正入管法が〇四年に成立し申請がしやすくなつた。

政府は一〇年、申請者の就労も一律で認めた。年間一〇〇〇人程度だった申請者数は一四年には五〇〇〇人に。入管の人手不足もあり「就労目的で申請を悪用したとみられる事例が増え審査期間も長くなつた」(出入国在留管理庁)

一〇年代には紛争の激化で世界の難民の数も増えた。日本は観光客の誘致へビザの発給要件を緩和したこともあり難民が来日す

る事例も増えた。

法務省は申請増に歯止めをかけようと、一八年、明らかに難民に当てはまらない申請者の在留や就労の制限を強化した。支援団体は日本の認定率を問題視する。一九年は一万三七五人の申請に対し認定は四四人と、〇・四%にとどまった。五六%のカナダ、四六%の英國に比べ低水準が際立つ。

認定されず、在留期限が切れて日本に残る不法残留者は今年一月時点で一七年に比べ三割多い八万二八六八人に達する。そうした人は摘発され帰国するまで原則として入管施設にとどまる。

三月に名古屋出入国在管理局で死亡したスリランカ人女性は半年以上施設に収容されていた。仮放免を求めハンガーストライキを起こし、体調を崩す収容者も多い。

難民申請を繰り返す人が多く、入管施設は逼迫する。「送還忌避者」は二〇年一二月時点で三一〇〇人にのぼる。

「入管法改正の背景には送還忌避があとをたたない状況がある。迅速な送還の実施に支障が出て、収容が長期になることの要因となっていた」（上川陽子法相）。法務省は入管法改正案で長期収容の問題解決を目指した。三回目以降の申請は強制送還の対象になるとの規定を設けた。

現在は認定申請すると回数や理由に関係なく送還できない。強制送還が可能になると、収容者は減るが、帰国先で迫害を受けかねない。野党は「人権侵害のスリーアウトルール」と呼び、反対の論拠にした。

法務省は外国人の受け入れを広げるため、難民に準じた新資格「補完的保護対象者」を提案した。母国が紛争中の人に念頭に難民と同じように定住者の資格で在留を認める。

（出典：「難民保護、政策手薄の一〇年　日本の認定率わずか〇・四%」〔『日本経済新聞』二〇二一年五月二八日夕刊〕より）

課題文2

世界では内戦や迫害を逃れた外国人が難民認定を申請した場合、入国管理施設で一時収容するのが一般的。ただし、収容期間には

上限を設け、収容が正当かどうかの審査を行う国が多い。一方、日本では出入国在留管理庁の判断で事実上、無期限収容も可能だ。

第二次世界大戦後、多くの難民を受け入れてきたのが「移民の国」米国だ。トランプ前政権下で受け入れ枠が大幅に削減されたもの、それでも年間一万五千人という水準。日本では昨年、入管庁が難民認定手続きにより在留を認めた外国人は九十一人すぎない。

米では入管施設での収容期間の上限は原則として九十日だが、延長も可能。収容から九十日や百八十日などのタイミングで、収容の正当性を見直す審査も行われる。

バイデン大統領は就任当初から、メキシコ国境沿いの「壁」建設中止や、イスラム圏からの入国規制措置撤廃などの政策を次々と打ち出した。しかし、寛容な政策に期待してエルサルバドルなど中南米諸国からメキシコを越境してくる不法移民が急増し、四月には受け入れ枠をトランプ前政権時代の水準にとどめると発表した。しかし身内の民主党や人権団体などが批判、五月上旬には前政権の水準から約四倍の六万二千五百人に引き上げると表明した。

EU諸国は人道上の理由から多くの難民を受け入れてきたが、中でも多いのがドイツだ。現在、人口の一%に当たる約百九十万の難民が滞在、うち約百四十万人が難民申請を認められた。ドイツはユダヤ人を迫害したナチス時代の反省から、第二次大戦後は難民に寛容な政策を進めてきた。二〇一五年にはメルケル首相が国境に殺到した難民の受け入れを決断。同年だけでも約八十九万人が入国した。

難民はドイツ到着後、まず各州が運営する宿舎を割り当てられる。出身国などに応じ、最大六ヶ月または申請の認否が決まるまで滞在可能。夫婦で来た場合は一人月額約三百三十ユーロ（約四万四千円）の生活費を受け取る。その後、審査担当者との面接を経て認否が決まる。ここまでに必要な期間は平均八ヶ月。認められれば、当初数年間の滞在許可を得て就労と家族呼び寄せが可能になる。認められなかつた場合は異議申し立てができる。

ドイツメディアによると、一五年以降に入国した難民の約半数が職に就いた。専門家は「難民は予想以上に早く、この国の労働

市場に組み入れられた」と指摘する。

現在、厳しい入管制度を持つのがオーストラリアだ。白人優先の「白豪主義」を撤廃し、一九七〇年代には本格的に移民受け入れにかじを切り、難民も毎年一定数受け入れてきたが、難民認定を求める人が殺到、中東や南アジアからインドネシアを経由、業者のポートで入国しようとする密航者に苦慮するようになつた。

一〇〇一年には密航者が年五千人を超え、海上で追い返すか、ナウルとパプアニューギニアに設けた収容施設に送り込み、難民認定を審査する政策を開始、両国に多額の経済援助を行つた。難民認定を自国で行わない姿勢は国際社会から「非人道的」「隔離政策」と批判された。

近年、密航者は減少したもの、モリソン首相は一九年、再び増加する懸念があるとして既に閉鎖していた国内の収容施設の再開を発表した。施設での収容期間には上限は定められていない。ナウルやパプアの施設こそ閉鎖されたが、難民認定を得てもオーストラリアでの定住はかなわず、そのままナウルやパプアで暮らしている例も多い。

（出典：共同配信「難民と入管制度 各国では」〔『東京新聞』二〇一二年六月三日朝刊〕より）

課題文③

一〇一四年三月、寒風が吹きこむパブの中庭で、志を同じくする者たちが「誓い」を立てた。ロンドン郊外のハマースミス地区。英国の入国管理事情を視察に来た日本の弁護士グループは、寒さに身をすばめながらグラスを突き合わせた。

基本的人権を無視した日本の入管制度に、弁護士として真っ向から戦いを挑む。凍てつく夜の熱い決意は「ハマースミスの誓い」と名付けられた。その場でつくられた誓約書にサインした一〇名の弁護士は、日本と大きく違う英國の入管行政に衝撃を受けていた。収容施設で、被収容者は自由に動き回っていた。ジムや図書室も完備され、インターネットの利用も可能だ。権限と独立性を持つ観察委員会が、施設の運営状況に問題がないか、厳しいチェックを繰り返してもいる。

「そこには日本の収容施設では目にすることができない人権が生きていた」

“誓い”的音頭を取つた児玉晃一弁護士はそう振り返る。日本の収容施設では、人権は施設の門前で立ち止まる。刑務所と見まがうばかりの閉鎖性、上限の定めがない無期限収容が特徴だ。だからこそこれまで、国連の恣意的拘禁作業部会をはじめ、さまざまな国際機関が日本の入管施設運営に懸念を寄せてきた。

今年三月、名古屋入管の収容施設に収容されていたスリランカ人女性ラヌナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリさん(二二)が亡くなつた。面会を重ねた支援者によれば、彼女は年初から体調を崩し、誰の目にも衰弱は明らかだつた。入管側に何度も外部の病院に移すよう求めたが、認められることはなかつた。

ウイシュマさんの死亡後、実は病状が即入院すべきレベルで、一時的に収容を解く「仮放免」を医師が勧めていたことも明らかとなつた。だが、入管は自らの責任を一切認めていない。それどころか収容中の監視映像を求める遺族の切実な訴えも、保安上問題があるとして拒否している。

収容施設での死亡事例は後を絶たない。過去一五年間で、少なくとも一七人の外国人の死亡が報告されている。長期収容が横行し、医療も精神的ケアも不十分。問題の根源が収容者に対する入管の人権軽視政策にあることは明らかだ。

政府はこうした実態を放置したまま、さらに入管の権限を拡大させるだけの入管難民法改正案を今国会で成立させようと躍起になつてている。^{*}改正案は難民申請の回数に制限を加え、国外退去に従わない者には刑事罰の適用も検討されている。祖国に帰れないやむを得ない事情がある外国人を、保護するどころか、法の運用で「犯罪者」に仕立てあげるものだ。

法学者の大沼保昭が著した『單一民族社会の神話を超えて』によると、戦前の入管は内務省の管轄で、実務の担い手は特高警察だつた。戦後の一時期も旧特高出身者に引き継がれ、朝鮮人などの監視を主業務としたという。入管の隠蔽体質や強権的な姿勢は、こうした出自が影響しているのでは、と疑わざるを得ない。

前出の児玉弁護士は、いま、入管法「改悪」反対運動の先頭に立つ。「改めるべきは、在留資格を持たない外国人を問答無用で收

容施設に追いやることのできる“全件収容主義”だと語氣を強める。

外国人政策は、國の人権意識を測る試薬だ。日本で生きたいと願う人々を守るのか、追い出すのか。難民認定率が一%にも満たないこの国で、問われているのはそこだ。命の問題だ。國際人権法に照らしても、これ以上の後退は絶対に許されない。

* 課題文1にあるように、本法案は一〇二一年通常国会での成立は見送られた。

(出典：安田浩一「入管法『改悪』 日本は難民を『犯罪者』に仕立て上げるか」[『東京新聞』一〇二一年五月一二日朝刊])

問一　日本とドイツの難民受け入れの状況について、その差異に着目しながら、100字程度でまとめなさい。

問一　課題文にある各国の難民・移民の受け入れ状況を踏まえて、日本は難民・移民の受け入れをどのようにしていくべきか、その理由をあげながら、あなたの考えを六〇〇字以内で述べなさい。